

7月16日の課題

Google Street Viewは「好き」か「嫌い」か?いずれかの立場をとる理由を記せ。そのうえで、Google Street Viewは、どのような条件のもとでならば許容できるかを理由を添えて述べよ。ただし、まったく許容できないという立場も可とする。

情報倫理の歴史(6月6日)

土屋俊

情報倫理のいくつかのテーマ

- 職能倫理としての情報倫理 (Ethical codes, code of ethics)
 - 社会的責任
 - CPSR
- 知的財産の情報倫理 (著作権など)
 - 法と倫理との関係
 - 表現の自由
- 個人情報・プライバシー・データベース国家
- 社会構造への影響
 - 産業構造 ⇒ 知識社会
 - ワークフロー ⇒ オフィス環境
 - デジタル・ディバイド (Digital Divide)
 - グローバル化
- インターネットにかかわる情報倫理
 - コミュニケーション・インフラの変化の影響

インターネットをめぐる最近の話題から

- “PIなIP、” Web技術、3G、スマートフォン、iPad
 - インターネットはもやはネットワークのネットワークではない
 - すべてのコミュニケーションがWeb技術に統合され
 - さまざまな移動端末と「コンテンツ」課金
- デジタル社会でのIdentity
 - 「なりすまし」Twitter
 - 実名・匿名・無名・集合知(Wiki)
 - Blog
- Google Street Viewをめぐる
 - 個人情報とプラバシー
 - 「過剰反応」?
 - 法律的にも微妙

重要な歴史的変化

- 1980年代の情報倫理：専門家の倫理学
 - 職能倫理
 - 社会的責任（CPSR、スターウォーズ計画）
 - プログラムの著作権
 - 人工知能の責任
- 1990年代以降の情報倫理：万人の倫理学
 - PC普及・インターネットによって「敷居」が低くなった。
かつ携帯電話
 - 容易に被害者に、容易に加害者に
 - 国境の喪失
 - しかし、本当に「犯罪」？（犯罪ならばすでにちゃんと規範は存在する（刑法etc））

いつ変わったのか？

- 1970年ARPANETの時代
- 1980年代後半からのInternetの変質
 - 予算難と商用化
- 1990年代民主党政権のNII提唱からインターネットのインフラ化へ
 - 放送と通信の融合
 - 市民生活への浸透
 - 経済活動への浸透(信頼、信用、セキュリティ)
 - 国の枠を超えた動き(セルフガバナンスの方向性)
- さらに、携帯電話の普及
 - 携帯電話によってさらに倫理的問題は一般化

プログラム

「著作権法の定義」(第2条第10号の2)

- 電子計算機を機能させて
- 一の結果を得ることができるように
- これに対する指令を組み合わせたものとして
- 表現したものをいう

「特許法」の定義(第2条第4項)

- 電子計算機に対する指令であつて、
- 一の結果を得ることができるように
- 組み合わせられたものをいう

「データベース・ネーション」状況の進展

- 個人にかかわる情報の収集
 - 個人情報保護法制の展開
 - OECDハーモナイゼーション
 - 日本における法制度の実現
- プライバシーと公益
 - プライバシー概念の変化
 - 「ほっといて」権
 - 個人情報制御権
- 情報と知的財産

参考までに(Richardsonレポート、1973)Code of Fair Information Practicesの5原則

- 存在を秘匿された個人情報記録追跡システムは認めない
- 自分の個人情報の内容と利用を個人が知る手段の保証する
- 収集目的外の目的で同意なく個人情報を利用することの阻止する手段を保証する
- 自分に関する情報を訂正する手段を保証する
- 個人情報を収集・蓄積・利用・配布する機関は、情報の信頼性を保証し、濫用誤用を予防する警告をする

個人情報(個人に関する、その個人を同定できる情報)

- 身体 (biometricな情報: 指紋、虹彩紋、DNAなど)
- 行動 (“data shadow”, VIN, PSN, RFID, etc)
 - Ross Stapleton の例: 1993年のInternetで148件
 - わが同僚M氏の場合
- 位置 (Corona, Landsat, SPOT, EOSATetc)
 - SPOT: 50 cents/acre, KFC, 携帯
 - EOSAT: IRS-1C(インド), 5.8mの解像度, 固定資産税
- 自分の将来 (健康情報、保険会社の情報)
- 属性 (選好、収入、などなど)
 - 通信販売(Direct marketing)、OPT OUTの機能は十分?
 - 名前、肖像
 - 病歴 (Hungchinton氏病、185delAGと東欧系ユダヤ人)
 - 健康統計 (アイスランドとdeCode Genetics社: 同意、秘匿性、利益、学術的公開性)
 - 著作物

個人情報収集する意義

- 利益
- 公共サービス
- (国家と社会の) 安全保障 (セキュリティ)
 - テロ対策、ドラッグ対策
- ネットワークセキュリティ
 - 認証 (ログインからeCommerceまで)
 - システムの保護 (サイバーテロ対策、なりすまし対策、ネットワーク利用犯罪対策)

個人情報保護を保護する意義

- 個人の尊厳、基本的人権を守る
- 個人の不利益を守る
 - ジャンクDM
 - ストーカー
 - 差別(不平等) – 人権でもあるが
- 社会の安定を守る
 - 「陰謀」を防ぐ

社会の電子化の「倫理的」問題

- コミュニケーションと信頼
 - 非対面的コミュニケーションの優位性のもとでの「相手」の意味と信頼の形成(文書は?)
 - 相手が自分と同様に思考行動することの期待
- 匿名性の積極的価値
 - 無記名投票
 - 市場による価格決定
- 電子的社会に固有の倫理はあるか
 - それが人間の社会である限り、そうは思われたい
 - 人工物、メディアが人間を代替する環境ではどうか (media equation)

近代社会の原理と社会の情報化

- 近代社会は
 - 民主主義
 - 資本主義
- どちらでも
 - 個人所有
 - 内心の秘密
- 情報化はこれらを相対化しつつある
 - プライバシーは絶対か？
 - 思想・信条の自由は絶対か？
 - 投票の秘密は絶対か？